

文化施設に関する検討について



令和7年4月22日

- ・館の特徴としても、文化だけでなく健康や教育等、他分野と連携することは今や当然。そういう特徴のあるハブ館が展開していけるか。
- ・地域に必要な場所になるために地域課題を解決する→解決には博物館の人材だけでは十分でない→他の施設との融合、多機能化と言ったことも必要ではないか。
- ・文化的価値を持つコミュニティの数を減らしてはいけない。それを残しながらいかにネットワーク化するか、総合的に検討できるプラットフォームが必要。
- ・アートフェア等が行われると一度に複数館が集まるのでネットワーク連携できるが、一度一緒にやるだけでは意味が無い。それをきっかけに本質的なネットワーク形成まですべき。

- ・プロデュースできる人材が重要。そういう人は既にいるが、もっと顔が見える形で活躍していくべき。
- ・人材それぞれの専門性をどうとらえて配置するか。
- ・優れたプロデューサーが各施設をつなぎながら地域に根づいて、自治体と教委とも連携して、地域全体をプロデュースする人が育つかどうか。
- ・芸術は人が作るものなので、人に焦点を当てる必要がある。
- ・非正規雇用が多い現代への対応。
- ・公立施設は現在でも苦しい中で、各館の規模や内容に応じて、人とお金をどう組み合わせるか。
- ・町おこしでは、商工会議所のメンバー等も重要。
- ・現場職員から経営側に変わる際の研修が必要。研修の一覧があれば共有して欲しい。
- ・若い人たちをどう議論に巻き込むか。
- ・学校教育との繋がりが重要。幼少期から文化施設を馴染の場所にするにはどういう繋がりが良いのか、若い世代に考えてもらうのも良い。
- ・行政マンのスペシャリストも必要。地方公共施設でも経営という観点を持つべき。

- ・指定管理者制度の功罪は考えるべき。
- ・指定管理の評価は一斉に行うが、長期的な視点で評価すべき。
- ・指定管理期間のなかで学芸員や職員の専門性をどう受け継ぎ育成できるのか。
- ・コンセッションも民間の理論だけで進むのは危険あり、文化政策上の検討が行われるべき。
- ・スポーツでは球団が球場ももって一体運営⇨文化では施設管理者と現場職員やコンテンツを作る側が全く別になっているのでは。
- ・民間委託が良いかは大規模・小規模で違いがあるので区別して考えるべき。

- ・ファッション、マンガ、アニメ、建築など、日本の強いコンテンツを体系的に見せることのできる文化施設を作るべき。
- ・コンテンツの中身によって、どういう施設や運営形態にするか検討すべき。
- ・文化施設の持続可能性は、本来文化施設が持つべきコンテンツの力が必要。
- ・ザンビアでは村丸ごと博物館、のようなコミュニティミュージアムの事例あり。

- ・地域に行けば行くほど、歴史系の博物館等、その立地に価値や意味がある施設があり、簡単に都市部に統合という訳にはいかない。
- ・博物館が地元の誇りを生み出す可能性は大きい。
- ・その地域の有名人や作品等と文化施設のコンセプトを合わせた町おこしも。
- ・コンパクトシティは施設によって良し悪しが変わる。施設が地域を中心だけに集まってしまった場合、人が逆に郊外に出してしまうパターンもあるので、十分な分析が必要。
- ・住民にとって良い施設を考えるためには、施設を超えた都市デザイン、まちづくり的な発想が重要。
- ・観光客にとって良いもの、住民にとって良いもの、その関係性も要確認。
- ・文化施設に行くための交通手段の問題あり、行政縦割りでは無く、地域全体として盛り上げ必要。
- ・今後の人口減少では、行政の積極性によって栄える町と廃れる町の差が開くのではないか。
- ・まちづくりの中で、住民とファンが交流する場として博物館や美術館も重要。
- ・文化施設のほうからまちづくりを用意させることは難しい、理想の全体最適を描きながら部分最適していくのでは。

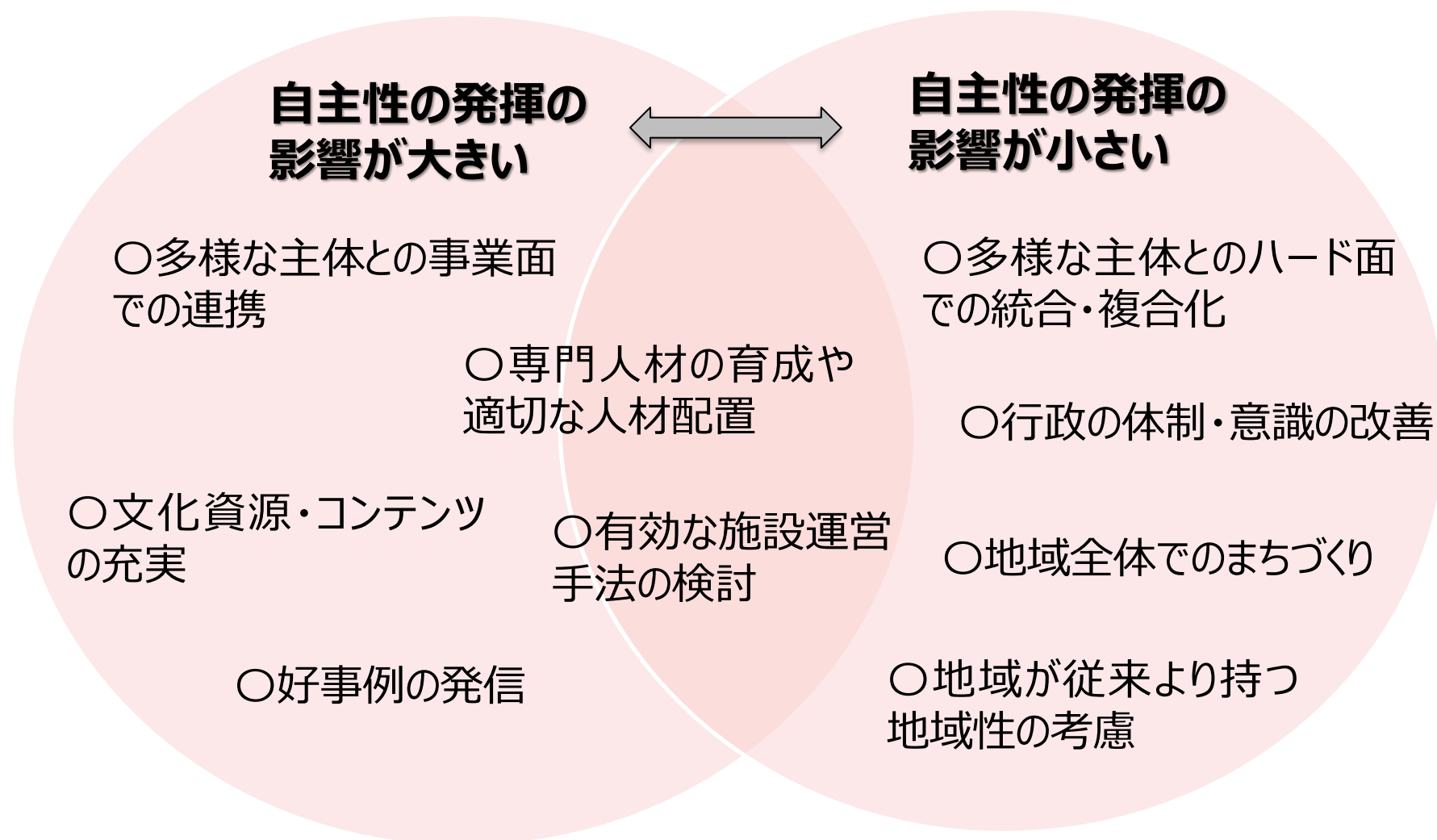
- ・常設の施設としてどのように人を集めるのか、収益を上げる方策の改善が必要。
- ・各地域や地域の状況に応じて、施設が成り立つ要件定義を行う。
- ・「将来世代に残したい」「もう一度来たい」という思いから、入館料が上がっても良い、寄附する人も多い。
- ・行政はコストダウンを考えるが、それでは良い人も来ず、劇場も発展しないので、安ければ良いという発想は転換すべき。

- ・施設に限らず、芸術祭やアートフェア等テンポラリーなイベントも重要。
- ・結局、劇場法、博物館法、図書館法と、それぞれの法律に縛られてしまうので簡単に連携できない。横串を通して欲しい。そのための具体的な技法を検討すべし。
- ・新しい施設を作るのは夢を描きやすいが、既存施設をどうするかは難しい。
- ・好事例の周知の場合（サミット、アワード等）を設置すべき。
- ・好事例が上手いって要因（属人的なのか、仕組みの工夫か等）を共有できれば良いのでは。
- ・あくまで専門性があっての多角化であるため、全ての施設・分野で多角化をする必要は無いのでは。

これまでの委員の意見整理

以下のとおり、文化施設の自主性の発揮が大きく影響を与えられる領域と、文化施設と他の主体との協働が欠かせない領域があると考えられる。

本部会での議論は当面、各文化施設の自主性の発揮が効果的に作用する領域を中心に取り扱ってはどうか。



文化施設部会の見通し・展望

以下のとおり、第2期中に文化施設部会の検討を取りまとめていくこととしたい。

第1期文化施設部会（令和6年度） 2回開催

第2期文化施設部会（令和7年度） 4～5回開催

○主に以下の観点で、団体・有識者等へのヒアリングを実施

・ネットワーク連携（4/22）

東北歴史博物館企画部企画班 研究員 今井 雅之 様

公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長

（兼）滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 館長 村田 和彦 様

・人材育成

・施設運営

○ヒアリングや委員による議論を踏まえ、事務局より報告書骨子・事務局案をたたき台として示し、さらに意見交換

第2期の間に、2030～2060年における文化施設
（文化的活動が行われうる施設）の在り方に関する
報告書を取りまとめ

報告書を取りまとめる際の留意点

・博物館、劇場・音楽堂等といった文化施設だけでなく、文化的活動が行われうる施設を幅広く対象とする。

・各施設が理想的なあるべき姿を目指す中で、社会的な状況下において求められる対応・方策や考え方等について部会で整理を行う。



博物館機能強化推進事業

令和7年度予算額 369百万円
 (前年度予算額 397百万円)
 【令和6年度補正予算額 140百万円】



背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるよう基盤の整備を図る。

(1) Innovate MUSEUM事業 (274百万円)

① Museum DXの推進 40百万円

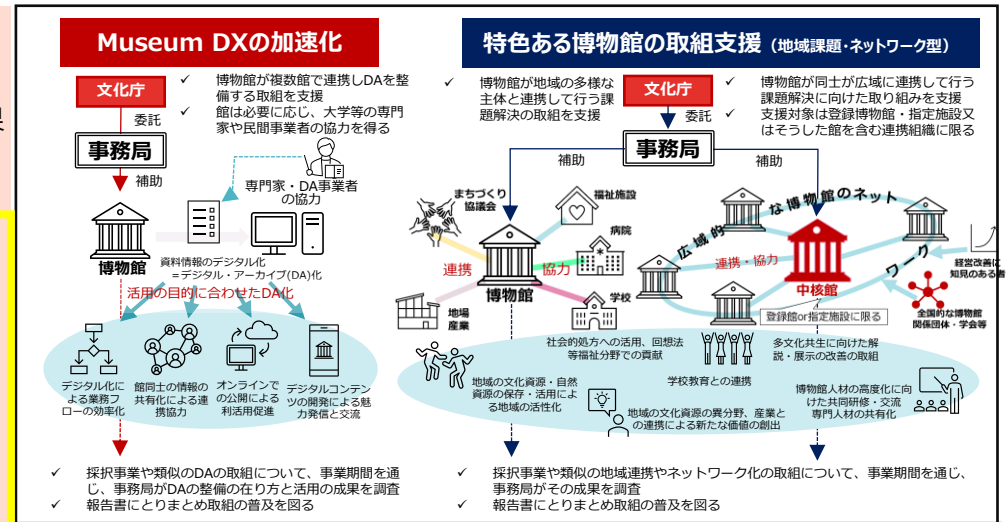
博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組む館の事業を支援し、データの活用や業務フローの効率化を図る。

● 件数・単価：2件 × 20百万円

② 特色ある博物館の取組支援 198百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

● 件数・単価：i) 地域課題型 81百万円
 ii) ネットワーク型 97百万円
 iii) 民間博物館活用型 20百万円
 ※委託事務費 36百万円 (①②)



(2) 新制度におけるミュージアム応援事業 (95百万円)

博物館法の改正を踏まえて、i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備、iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

● 件数・単価：i) 新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 2件×10百万円（組織改革・専門人材育成プログラムの開発・実証・派遣等）
 ii) 博物館活動の質を高めるための体制整備 1件×18百万円（専門的人材の派遣）
 iii) 博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施 57百万円（学芸員資格認定、国による学芸員研修等） 他

アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和5年	令和6年	令和7年
33	30	28

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和5年	令和6年	令和7年
430	430	430

短期アウトカム(成果目標)

初期（令和7年頃）

事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度50%）

中期（令和10年頃）

登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）

長期（令和15年頃）

登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

長期アウトカム(成果目標)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される。

博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

(担当：文化庁企画調整課)

現代的課題に対応した劇場・音楽堂等の総合的な機能強化の推進

令和7年度予算額
(前年度予算額)

3,669百万円
2,688百万円

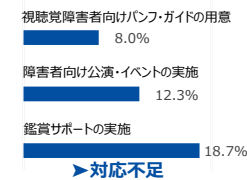


現状・課題

劇場・音楽堂等は、世界の芸術をリードする創造発信や、地域における文化拠点としての役割を果たすことが求められている。

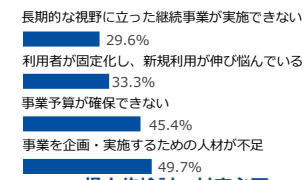
「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」の施行から10年を迎え、これまでの取組成果を検証しつつ、今後10年間を見据えながら、劇場・音楽堂等が、①地域の核として、②世界に響く芸術の拠点として、資するよう、場としての運営強化や、場で取り組まれる舞台芸術活動等の強化を図る。

配慮を要する利用者対応の実施内容



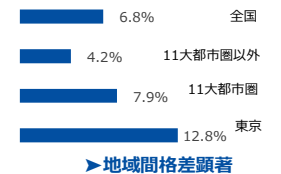
対応不足

事業運営にあたっての課題



根本的検討・対応必要

令和3年度における演芸・演劇・舞踊鑑賞を行った行動者率



地域間格差顕著

(公財)全国公立文化施設協会 調査(令和4年度) 社会生活基本調査(令和3年度)

事業内容

国際的水準

- 劇場法10条・11条
- 経済財政運営と改革の基本方針2024(劇場)

共同制作事業

新たな質の高い創作活動 105百万円

- 複数の劇場・音楽堂・実演芸術団体等が共同実施する新たな創造活動(新作、新振付)等に対して支援。

<補助>

総合支援事業

472百万円

我が国の実演芸術の水準向上

- 我が国を代表する牽引力のあるトップレベルの劇場・音楽堂等が行う国際的水準の公演活動や人材養成プログラム等、戦略的かつ意欲的な取り組みを総合的に支援。

<補助>

<成果等の明確化>

日本芸術文化振興会を通じた助成金(■)については、求める成果・審査基準をより明確化し、重点支援、優先採択を実施

鑑賞機会

- 劇場法12条・13条・15条
- 差別解消法改正
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 経済財政運営と改革の基本方針2024(劇場、子供鑑賞)

劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業

2,000百万円

- 劇場・音楽堂等で行われる、子供たちの鑑賞・体験の機会を提供する公演を実施するための費用等を支援。

<補助>

ネットワーク強化事業

地域間格差の是正 31百万円

- 劇場・音楽堂等の連携による巡回公演を支援。

<補助>

地域中核事業

文化拠点としての機能強化 894百万円

- 地域の中核的な劇場が実施する公演、人材育成、普及啓発への取り組みを支援。

<補助>

運営改善

- 劇場法6条・9条・13条・16条
- 経済財政運営と改革の基本方針2024(コンセプション)
- PPP/PFI推進アクションプラン

基盤整備事業

組織力・専門性強化 67百万円

- 劇場・音楽堂等が抱える課題・ニーズにきめ細やかに対応した研修(アートマネジメント・舞台技術)、現地支援員(創造発信活動等の計画立案に対する指導助言等)の派遣、ウェブサイト等による情報提供の実施、劇場・音楽堂等の活動状況等に関する調査・分析。

<委託>

文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業

コンセプション導入促進 72百万円

- コンセプション導入に関する専門家による電話相談対応や自治体等への専門家派遣、導入可能性調査等に要する経費等への助成。

<委託・補助>

アウトプット(活動目標)

- 令和7年度
- 子供への舞台公演鑑賞機会の提供 875公演
- 公演・普及・人材育成等への助成 174件
- コンセプション支援 5件

短期アウトカム(成果目標)

- 子供の文化芸術への親しみの向上
- 令和8年度 80%
- コンセプション具体化 令和8年度 10件

中期アウトカム(成果目標)

- 子供の文化芸術活動参加意識の向上
- 令和10年度 80%
- コンセプション具体化 令和13年度 35件

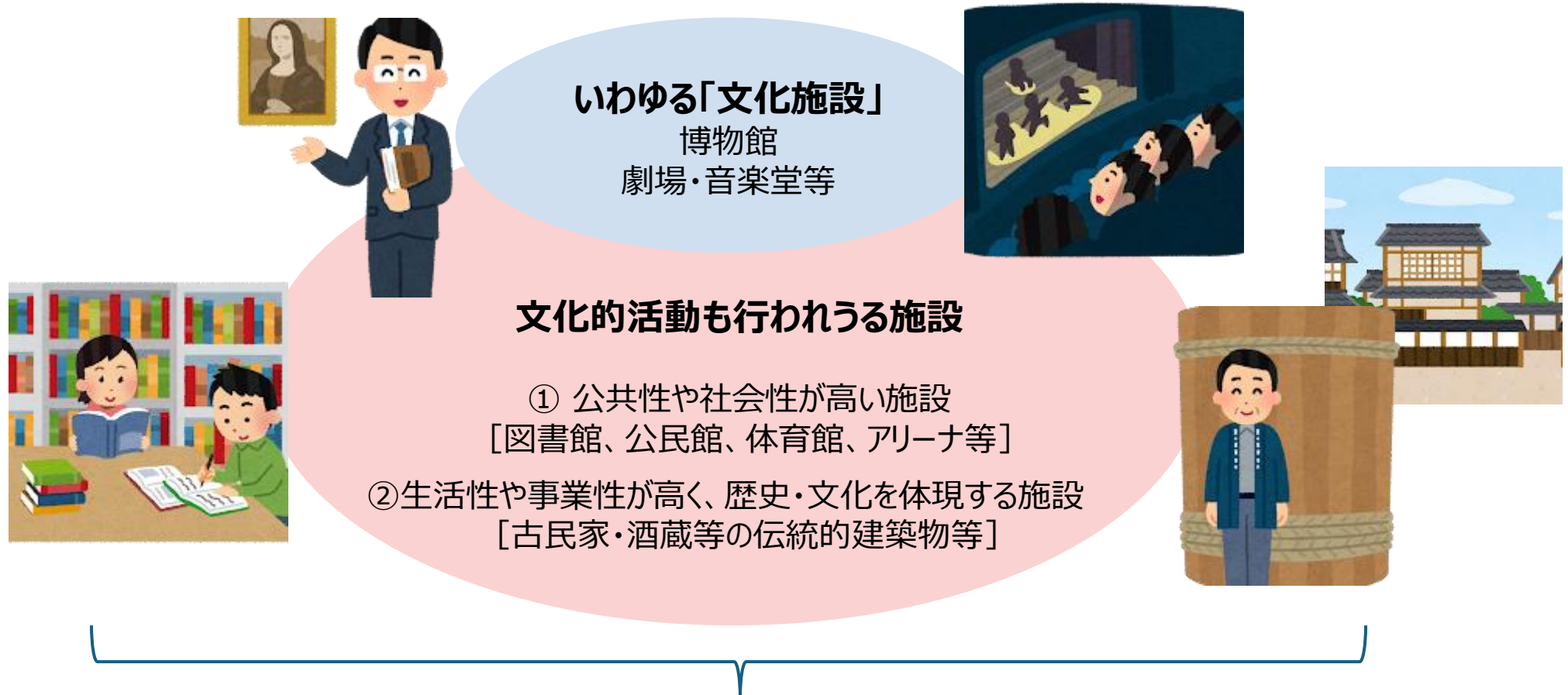
長期アウトカム(成果目標)

- 子供の文化芸術活動開始 50%
- 鑑賞行動における地域間格差の是正

(担当:文化庁企画調整課)

- これまで、文化庁は、博物館法や劇場・音楽堂等法の対象施設を「文化施設」として政策運営や支援を推進。
- 実際の人々の文化的活動を見ると、公共性や社会性の高い施設（社会教育施設〔例：図書館、公民館〕）や、生活性や事業性が高いものの、同時に我が国の歴史・文化を体現している施設〔例：古民家、酒蔵〕などにおいても、活動が行われ、「場」として活用されているケースも少なくないのではないか。

⇒ 文化施設部会での議論においては、**広く文化的活動が行われる「場」**を、必要に応じて議論のスコープに入れて考えるべきではないか。



必要に応じて議論のスコープに